取締役及び監査役の報酬等の額

⑴役員報酬の全体像

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により定めています。当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬、当社が重視する経営指標に基づく業績連動賞与並びに中長期インセンティブ報酬としての業績連動型譲渡制限付株式報酬及び在任条件型譲渡制限付株式報酬によって構成されています。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役については、その独立性を尊重する観点から、業績連動賞与及び株式報酬の対象外としています。

当社では、社外取締役（独立役員）が委員長を務める報酬委員会において、役員報酬体系を検討し、固定報酬、業績連動賞与及び中長期インセンティブ報酬の水準や割合等の妥当性を他社動向等も踏まえて検証し、また、クローバック条項の運用の適正性についても取締役会に報告するなど、役員報酬の決定において透明性を重視しています。取締役会は、報酬委員会の答申を受け、当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

（ご参考）当社役員報酬の全体像

対　象	種　別		年間上限	概　要
取締役（社外取締役を除く）	株式	業績連動型譲渡制限付株式報酬 変動　長期インセンティブ	18億円 30万株	• 業績連動条件の達成度に応じた最終評価点に基づき決定した株式数の当社普通株式を支給 • クローバック条項あり
	株式	在任条件型譲渡制限付株式報酬 固定　長期インセンティブ	30億円 50万株	• 役位に応じて決定した株式数の当社普通株式を支給 • クローバック条項あり
	金銭	業績連動賞与 変動　短期インセンティブ	15億円	• 連結当期利益（親会社の所有者に帰属）及び基礎営業キャッシュ・フローに連動したフォーミュラに基づき算定した額を支給
取締役	金銭	基本報酬　固定	10億円	• 役位に応じて決定した額を毎月支給
監査役		基本報酬	3億円	• 監査役間の協議で決定した額を支給

⑵変動報酬の計算方法

①業績連動賞与　金銭　短期インセンティブ

多様なビジネスを擁する当社では、共通の業績指標として連結当期利益（親会社の所有者に帰属）及び基礎営業キャッシュ・フローを重視し、配当政策の決定時にも勘案しています。取締役の賞与は、この業績指標に連動した以下のフォーミュラにより算定し、年に1回、金銭で支給するものです。

個別支給額＝｛(連結当期利益（親会社の所有者に帰属）×50%×0.12%）＋（基礎営業キャッシュ・フロー×50%×0.12%)｝×当該取締役の役職に応じた係数(%)

役　職	会　長	社　長	副社長	専　務	常　務
係　数	13.6	27.1	9.5	8.2	6.8

（注1）ただし、15億円を総支給額の上限とし、連結当期利益（親会社の所有者に帰属）がマイナスすなわち「損失」の場合、または基礎営業キャッシュ・フローがマイナスすなわち「資金支出」の場合、マイナスとなった項目を0として計算します。

（注2）当連結会計年度に係る業績連動賞与の各業績指標の実績は以下のとおりです。
連結当期利益（親会社の所有者に帰属）：8,340億円　　基礎営業キャッシュ・フロー：9,789億円

②業績連動型譲渡制限付株式報酬　株式　長期インセンティブ

当社の社会的責任を果たしつつ中期的な業績と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、当社が重視する経営指標についての、評価期間満了時における達成度に応じ、譲渡制限期間を設けた上で、事後的に当社の普通株式を交付します。評価期間は3年間であり、付与年度の直近3連結会計年度を評価期間として、毎年普通株式が付与されます（3年間ローリング）。

2024年3月期から2026年3月期までの評価期間（以下「今回評価期間」という）における業績指標は、中長期の株主価値向上と社会的責任の両立を促すため、当社が重視する経営指標として、ROE及び気候変動対応を含むESG各要素を選定し、当社が定めた目標に対する各指標の達成度に応じて、支給額は原則として80%から120%の範囲で変動します。本制度は、2023年3月期から導入したものであり、2026年3月末に終了した今回評価期間における最終評価は後述のとおりです。なお、当社を取り巻くグローバル経営環境変化の加速度に鑑み、当社が重視すべき経営指標等についても、不断の見直しが必要となることから、経営指標及び目標等の妥当性並びに進捗度等については、報酬委員会及び取締役会に

おいて定期的に検証し、必要に応じて見直します。また、評価期間中に、当社が重視する経営指標の観点から重大と考える事故または不祥事等が発生した場合等、取締役会において不適当であると判断した時には、株式報酬の支給を行いません（クローバック条項）。

【業績連動型譲渡制限付株式報酬 今回評価期間における業績連動条件】

ROE	24/3期	中期経営計画のKPIとして定めるROE目標値を参考に、達成度に応じて評価
	25/3期	同上
	26/3期	同上
E要素	24/3期	・2030年GHGインパクト半減及び2050年ネットゼロエミッション達成に向けた、主要な事業取組みの進捗度合い（定性評価） ・2030年GHGインパクト半減及び2030年GHG排出量（単体・連結子会社Scope1+2（除くUn-incorporate joint venture））半減に向けた達成度合い（定量評価）
	25/3期	2030年GHGインパクト半減及び2030年GHG排出量（単体・連結子会社Scope1+2（除くUn-incorporate joint venture））半減に向けた達成度合い（定量評価）
	26/3期	2030年GHGインパクト半減、2030年GHG総排出量（Scope1+2（含むUn-incorporate joint venture）、Scope3カテゴリー15）30%削減及び2030年単体・連結子会社Scope 1+2（除くUn-incorporate joint venture）半減の事業計画値に対する進捗度合（定量評価）
S要素	24/3期	Mitsui Engagement Surveyにおける「社員エンゲージメント」及び「社員を活かす環境」肯定回答率の前年度対比での増減
	25/3期	同上
	26/3期	・Mitsui Engagement Surveyにおける「社員エンゲージメント」及び「社員を活かす環境」肯定回答率の前年度対比での増減 ・重点管理対象会社における重傷災害の前年度対比での増減、死亡災害の有無
G要素	24/3期	取締役会実効性評価における重要質問に対する社外役員の回答（5段階）の平均値
	25/3期	同上
	26/3期	同上

（注1）なお、ROE・ESG各要素共に、3年間の評価期間における各指標の実績に加え、各指標に関連する事項の進捗等も含めて総合的に考慮の上で評価案を策定します。

（注2）2024年3月期以降のROE及びESG各要素の比率は70%：30%（E/S/G各10%）です。

交付する普通株式数の算定方法と今回評価期間における業績連動条件の実績は下記のとおりです。報酬委員会の答申を受け、取締役会において評価期間における達成度及び各指標に関連する事項の進捗等を含めて総合的に考慮の上、最終評価点、支給率及び交付株式数を決定しています（支給額は最終評価点に基づき原則として80%から120%の範囲で変動します）。

最終評価点	98

最終評価点の98点は支給率90%に該当し、役位に応じた所定の株式数に支給率90%を乗じた普通株式を交付します。

各要素における評価点は以下のとおりです。

	評価点	評価点についての補足説明
ROE	97	評価期間を通じ、対外公表のROE目標値に沿った結果
E要素	96	単体・連結子会社Scope1＋2（除くUn-incorporate joint venture）、GHG総排出量（Scope 1+2（含むUn-incorporate joint venture）、Scope3カテゴリー15）削減目標達成に向け進捗。GHGインパクトについては目標達成に向けた取組みを継続
S要素	90	Engagement Survey結果が着実に向上。H&S（労働安全衛生）については死亡事故ゼロ、重傷事故減少に向けた取組みを継続
G要素	113	ガバナンスの実効性向上に向けた弛まぬ取組みを評価

（注）株式交付時点においてすでに取締役を退任している対象者については、取締役会の決議により、株式相当額の金銭を支給することができます。

譲渡制限付株式

株式報酬の対象となる取締役（対象取締役）は、業績連動型譲渡制限付株式報酬（株式報酬（変動））または在任条件型譲渡制限付株式報酬（株式報酬（固定））（併せて本株式報酬制度）のために当社の取締役会決議により対象連結会計年度について支給される金銭報酬債権の全部を現物出資するのと引き換えに、本株式について発行または処分を受けます。当社が本株式報酬制度に関連して新たに発行または処分する普通株式の総数は、業績連動型譲渡制限付株式報酬につき年30万株以内、及び在任条件型譲渡制限付株式報酬につき年50万株以内（ただし、当社普通株式の株式分割・無償割当・株式併合等、譲渡制限付株式として発行または処分される当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します）とします。なお、その1株あたりの払込金額は、本株式の発行または処分に係る取締役会決議がなされる日の属する月の直前3カ月の東京証券取引所における当社普通株式の日次終値の平均値（終値のない日を除き、1円未満の端数は切り上げます）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定します。また、本株式報酬制度に基づく本株式の交付は、原則として当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（本割当契約）が締結されることを条件とします。本割当契約内容等の概要は以下のとおりであり、その他の事項は取締役会において定めるものとします。

- 譲渡制限
 対象取締役は、本株式の払込期日より30年間（譲渡制限期間）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。ただし、対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、譲渡制限は解除されます。
- 無償取得事由・権利消滅事由（クローバック条項）
 対象取締役が、譲渡制限期間中に、法令違反行為を行った場合、またはその他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、業績連動型譲渡制限付株式報酬及び在任条件型譲渡制限付株式報酬を受領する権利の全部または一部を当然に消滅させ、本株式報酬制度に基づく本株式の全部または一部を当然に無償で取得します。

⑶取締役報酬構成割合

当社の取締役報酬は、金銭報酬としての⑴固定報酬（基本報酬）及び⑵業績連動賞与（短期インセンティブ）、株式報酬としての⑶譲渡制限付株式報酬（中長期インセンティブ）により構成されています。現状の代表取締役社長の報酬構成割合は、金銭報酬：株式報酬についてはおおむね3：2、基本報酬：短期インセンティブ：中長期インセンティブについてはおおむね1：2：2となります。

（ご参考）自社株保有ガイドライン

対象取締役を対象として制定した「自社株保有ガイドライン」においては、自社株保有目標として、代表取締役社長につき基本報酬（年額）の5倍相当の当社株式の保有を、その他の対象取締役につき基本報酬（年額）の3倍相当の当社株式の保有をそれぞれ定めており、当該保有目標に到達していない場合の売却を制限しています。

取締役・監査役の報酬については、株主総会決議により、以下のとおり、上限額、及び当該上限額の範囲内で取締役会にて個別支給額を決定することにつき、承認を得ています。

	基本報酬		業績連動賞与	株式報酬（変動）	株式報酬（固定）
株主総会決議	2017年6月21日 定時株主総会	2024年6月19日 定時株主総会	2022年6月22日 定時株主総会	2026年6月17日 定時株主総会	2026年6月17日 定時株主総会
上限額（年額）	10億円	3億円	15億円	18億円	30億円
支給対象	取締役	監査役	取締役 （社外取締役を除く）	取締役 （社外取締役を除く）	取締役 （社外取締役を除く）
員数（株主総会終結時点）	14名	5名	9名	6名	6名

当連結会計年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、以下のとおりです。

区　分	支給人数	基本報酬	業績連動賞与	株式報酬（変動）	株式報酬（固定）	支給総額
取締役（社外取締役を除く）	8名	595百万円	828百万円	564百万円	504百万円	2,491百万円
監査役（社外監査役を除く）	2名	192百万円	－	－	－	192百万円
社外取締役	6名	183百万円	－	－	－	183百万円
社外監査役	4名	90百万円	－	－	－	90百万円
合　　計	20名	1,060百万円	828百万円	564百万円	504百万円	2,956百万円

（注1）上記には、当連結会計年度中に退任した取締役及び監査役を含めています。

（注2）上記のうち業績連動賞与は、支給見込額を記載しています。実際の支給額は、報酬委員会で議論の上、取締役会で決議されたフォーミュラに基づいて決定されます。

（注3）上記のうち株式報酬（変動）は、業績連動型譲渡制限付株式報酬の評価期間が3連結会計年度であり、現時点で金額が確定していないことから、当連結会計年度に費用計上した額を記載しています。なお、過年度における株式報酬（変動）に関し、有価証券報告書にて開示した報酬等の総額との差額98百万円が発生しましたが、上表には含まれていません。

（注4）上記のうち株式報酬（固定）は、取締役（社外取締役を除く）6名に付与した在任条件型譲渡制限付株式報酬に係る費用のうち、当連結会計年度に費用計上した額を記載しています。

（注5）上記金額のほかに、退任した役員に対し、役員年金（当該制度廃止前に支給が決定されていたもの）として、取締役（社外取締役を除く）65名分総額282百万円、監査役（社外監査役を除く）9名分総額29百万円を当連結会計年度に支払いました。

（注6）取締役及び監査役には退職慰労金を支給しません。

（注7）取締役（社外取締役を除く）は、1回あたりの拠出金額の上限を200万円未満とした上で、月額報酬から役員持株会を通じて当社株式を購入するものとしています。

（注8）百万円未満は、四捨五入しています。

（注9）上記の取締役及び監査役は、いずれも連結子会社から役員としての報酬等を受けていません。